第９回都幾川村・玉川村合併協議会

会　議　録

都幾川村・玉川村合併協議会

会　議　録

会議の名称	第９回都幾川村・玉川村合併協議会	
開催日時	平成１７年１２月２日（金） 開会　午後２時００分　　　閉会　午後３時４４分	
開催場所	玉川村文化センター２階	
議長氏名	関口　定男	
出席者及び欠席者氏名	別紙名簿のとおり	
事務局職員出欠	別紙名簿のとおり	
会議事項	１　議題 ＊別紙資料のとおり	２　会議結果 （１）報告事項 承認される
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	会議資料 席次表	
その他の必要事項		

署　　名
署名委員　　浜　添　　和　子 署名委員　　西　澤　　明　彦

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選　出	氏　　名	出　欠
１号委員（村長）	都幾川村長	大　澤　　　堯	出　席
２号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩　田　鑑　郎	出　席
	都幾川村議会議員	田　中　　　旭	出　席
	都幾川村議会議員	岡　野　明　夫	出　席
	玉川村議会議長	前　田　典　利	出　席
	玉川村議会議員	浜　添　和　子	出　席
	玉川村議会議員	杉　田　哲　夫	出　席
３号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉　田　　　斉	出　席
	都幾川村教育長	清　水　孝　一	出　席
	玉川村教育長	野　口　昌　夫	出　席
４号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西　澤　明　彦	出　席
		上　　　雅　子	出　席
		関　和　常　夫	出　席
		山　口　博　司	出　席
	玉川村	髙　柳　　　寛	出　席
		馬　場　　　功	出　席
		村　田　朝　子	出　席
		堀　口　一　敏	出　席
	埼玉県職員	野　本　壽　永	出　席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担　当　名	氏　　名	出　欠
事務局長	澁　澤　陽　平	出　席
総務班	清　水　健　治	出　席
	梅　沢　宜　之	出　席
計画調整班	荻久保　充　也	出　席

○司会
　定刻になりましたので、ただいまから第９回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。
　ここで本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第９回協議会会議資料差替版が１冊、事前配付いたしました会議資料との正誤表が１枚、最後に席次表でございます。よろしいでしょうか。
〔「はい」と言う人あり〕

○司会
　それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長
　改めまして、皆さんこんにちは。本日は、第９回の都幾川村・玉川村合併協議会のご案内を申し上げましたところ、全員の出席をいただきまして、ここに会議が開催できますことをまずもって厚く御礼を申し上げます。
　おかげさまでこの都幾川村、玉川村の合併も来年の２月１日には新しくときがわ町として出発をするという運びになりました。皆さんの本当に誠心誠意のこの協議会に対してのご協議に対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。
　ただいまから第９回の都幾川村・玉川村の合併協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

○司会
　ありがとうございました。
　それでは、議事に入らせていただきます。
　会議の議長は、当協議会規約第９条第２項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長
　それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムースに運営できますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。
　まず、会議の成立の関係でございますが、本日の出席者は20名中20名でございます。本協議会規約第９条第１項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告を申し上げます。
　次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規則にのっとりまして、傍聴定員30名により

進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。
　また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、玉川村の２号委員、浜添和子委員さん、都幾川村の４号委員、西澤明彦委員さん、このお二人にお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。
　それでは、早速議事に入りたいと思います。
　まず、（１）、報告事項の報告第13号　新町の課（局・室）の庁舎配置について、説明を事務局よりお願いします。

〇事務局長
　それでは、資料の１ページ、報告第13号　新町の課（局・室）の庁舎配置についてご説明いたします。
　資料の２ページ、３ページをごらんいただきたいと存じます。前回の合併協議会で報告したとおり、現在の玉川村役場が本庁舎、都幾川村役場が第二庁舎になるわけでございますが、２ページにございます本庁舎には、１階に会計室のほか町民課、福祉課、税務課、環境課といった住民部門を配置し、２階には、町長室、助役室のほか総務課、企画財政課といった管理部門を配置する予定でございます。
　ごらんのとおり税務課及び環境課は、就業改善センターの建物の１階に配置する予定でございますが、各種手数料、町税等の支払い窓口であります会計室と建物が別棟になりますことから、これまでどおりの事務処理手続では住民の皆様にとって不都合な点も出てまいります。例えば納税のために税務課にお越しいただいた場合、別棟の会計室まで足を運んでいただく必要がございます。また、同様に所得証明等の各種証明書の交付を受けた場合でも、税務課で納入通知書を受け取り、それを持って会計室へ行き、手数料を支払うと、こういったことになるわけでございます。納入通知書の発行の待ち時間も急いでいる場合には長く感じられることもあろうかと存じます。
　そこで、新町では、住民の皆様の利便性を考え、税務課及び町民課にレジスター、レジを設置いたしまして、納税のために税務課にお越しいただいた場合でもその場で納税していただけるよう、また各種証明書の交付を受けた場合でも、その場で手数料を支払っていただけるようにしたいと考えております。
　このような事務処理手続の変更によりまして、住民の皆様の利便性の向上ということだけではなく、窓口職員が納入通知書を発行する必要がなくなるということから、事務改善にもつながるものと考えております。
　次に、３ページにございます第二庁舎には、１階に窓口センターのほか建設課、２階に産業観光課、水道課といった事業部門を配置する予定でございます。なお、水道課は、現在の都幾川、玉川水道企業団の事務を引き継ぐこととなるわけでございますが、配置場所は現在の都幾川、玉川水道企業団が配置されている場所、そこにそのまま配置する予定でございます。

また、３階には議場のほか、監査委員事務局や固定資産評価審査委員会事務局などを兼ねる議会事務局を配置する予定でございます。

また、公民館の建物、この３ページの配置図をＡ４横にしてごらんいただきますと、右側の部分でございますが、１階に生涯学習課、２階に教育長室のほか教育総務課といった教育委員会を配置する予定でございます。

なお、１階に配置する窓口センターでは、住民票の写しの交付、印鑑証明書の発行、所得証明書の発行など、各種証明書の発行業務のほか、重度心身障害者医療費支給請求書の配付・受理、乳幼児医療費支給申請書の配付・受理など、比較的取扱い件数の多い各種申請書の配付・受理業務を取り扱うわけでございますが、このほかにも町税の収納事務等も行う予定でございます。

そこで、窓口センターにもレジスターを配置し、本庁舎の会計室と回線で接続することによりまして、日計管理を円滑に行えるように対応したいと考えております。

報告第13号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま事務局の方から報告第13号につきまして説明がございました。

質問がございましたらお願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

報告第13号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

それでは、報告第13号につきましては、報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第14号　新町の指定金融機関等についてでありますが、事務局より説明をお願いをいたします。

〇事務局長

それでは、資料の４ページ、報告第14号　新町の指定金融機関等についてご説明いたします。

地方自治法及び同法施行令の規定によりまして、市町村は一つの金融機関を指定して公金の収納及

び支払いの事務を取り扱わせることができることとされておりますが、その指定金融機関として、埼玉りそな銀行を指定する予定でございます。

埼玉りそな銀行は、指定金融機関としてその前身である埼玉銀行等の時代を含めまして、都幾川村では39年、玉川村では33年の実績がございますが、その間特に大きな事故やトラブルもなく、指定金融機関として順調に事務処理を果たしております。また、経営状況の各種指針も年々好転し、経営の安定化が図られているようでございます。

県内の状況を見てみますと、埼玉県を初め県内のほとんどの市町村が埼玉りそな銀行を指定金融機関として指定しております。もちろん両村にはほかにも金融機関がございますが、いずれの金融機関も指定金融機関になることについて、特段の意思表示もございません。埼玉県信用金庫が小川町及び嵐山町で指定金融機関に指定されておるわけでございますが、これは旧小川信用金庫が指定されていたものをそのまま引き継いだものでございます。

そこで、現在の両村の指定金融機関であり、また合併関係市町村の指定金融機関としての経験もある埼玉りそな銀行を引き続きときがわ町の指定金融機関として指定しようとするものでございます。

また、公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納代理金融機関として、現在都幾川村及び玉川村の両村が収納代理金融機関として指定しております埼玉中央農業協同組合など合計10の金融機関を指定しようとするものでございます。

報告第14号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま報告第14号につきまして説明がありました。

ご質問がありましたらお願いいたします。

ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

報告第14号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第14号につきましては、報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第15号　新町の公共施設等の名称についてに入りたいと思います。事務局より説

明をお願いいたします。

〇事務局
　それでは、資料の５ページ、報告第15号　新町の公共施設等の名称についてご説明いたします。
　資料の６ページ及び７ページをごらんいただきたいと存じます。
　ときがわ町の公共施設名称一覧という表がございますが、左側が現在の施設の名称、真ん中が新町での施設の名称、一番右側がその所在地になります。
　公共施設の名称につきましては、次の三つの基本方針を踏まえ調整したところでございます。一つ目が現在の名称が住民に広く浸透していることから、原則として現在の名称を変更しないこととする。二つ目が類似する名称など住民の誤解を招くおそれのある施設の名称については、見直しすることとするというものでございます。
　表の真ん中の新町の施設名称のところで、頭に米印がついている施設がこの方針に基づいて名称変更する施設でございます。
　９番の玉川村保健センターにつきましては、新町の保健センター玉川分室とする予定でございますが、平成18年４月１日から介護予防、高齢者の包括的支援を行うときがわ町地域包括支援センターを設置する予定でございます。
　また、17番、18番の中央公民館につきましては、その名称が広く浸透していることから、都幾川、玉川の名称を冠し、紛らわしい中央の文言を削ることといたしました。
　19番、20番の図書館につきましては、両村の図書館の蔵書数及び利用状況を勘案し、現在の玉川村立図書館を新町の町立図書館とし、都幾川村立図書館は都幾川公民館の図書室とする予定でございます。
　24番から27番までは、運動場及び球場でございますが、現在の施設の名称だけではどこにある施設なのかわかりにくく、また紛らわしいことから、その所在する大字名を冠することといたしました。
　基本方針の三つ目は、施設名称には原則としてときがわ町を付することとする。また、学校、図書館及び保育園は、ときがわ町立を付することとするというものでございます。
　28番のとき山滝の鼻公園以外は、この基本方針どおりの名称になっております。
　報告第15号につきましては、以上でございます。

〇会長
　ただいま事務局より報告第15号につきまして説明がございました。
　何かご質問がありましたらお願いいたします。
　はい、どうぞ。

〇委員
　21番の玉川村文化センターには愛称があります。ここ、現在のところですが、アスピアという名前がついています。これらはどんな扱いになるのですか。

〇会長
　では、事務局より。

〇事務局
　それでは、お答えさせていただきます。
　ご指摘の名称は、条例上の名称でございますが、愛称につきましてもそのまま引き継ぐということになっております。

〇委員
　そうしますと、ときがわ町アスピアたまがわでもよろしいのですか。

〇事務局長
　６ページに記載されておりますときがわ町文化センターについてでございますが、これ現在の玉川村の文化センターも同様でございますが、条例上の正式な名称は玉川村文化センターとなっております。ただ、愛称としてアスピアたまがわということでその名称を使われておるところでございますので、新町におきましても条例上の名称といたしましては、ときがわ町文化センター、ただ一般的な呼び名、呼称としては、その愛称でありますアスピアたまがわといったような愛称を引き続き使用していくと、このような考えでございます。

〇委員
　はい、了解しました。

〇会長
　ほかにございますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

〇会長
　それでは、お諮りいたします。
　報告第15号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第15号につきましては、報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第16号　新町の窓口延長について、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長

それでは、資料の８ページ、報告第16号　新町の窓口延長についてご説明いたします。

２村合併に伴いまして、管理部門を中心に再配置可能人員を生み出すことができる。まさにこれが合併効果でございますが、こうした人員を有効に活用するとともに、行政サービスの向上を図るため、平日の業務時間内に来庁できない住民の皆様に対し、土曜日の窓口業務を行おうとするものでございます。

実施時期は、平成18年２月から９月まで、つまり合併時から平成18年度上半期までということで、毎週土曜日、その日が祝日の場合でも土曜日の窓口業務を実施する予定でございます。

また、時間は、午前８時30分から午後５時15分まで、本庁舎の町民課、福祉課及び税務課の３課で実施する予定でございます。

具体的な取扱い業務につきましては、第二庁舎の窓口センターで取り扱うすべての業務及び日直業務を予定しております。

また、土曜日の窓口業務の実施に伴いまして、現在玉川村で毎週金曜日に午後７時まで行っております窓口延長につきましては、平成18年１月限りで終了する予定でございます。

なお、今回の窓口延長につきましては、あくまで試行という形で実施させていただきたいと考えております。したがいまして、試行期間終了後の土曜日の窓口業務につきましては、住民の皆様のご意見や利用状況等を踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えております。

報告第16号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま報告第16号につきまして事務局より説明がございました。

ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

報告第16号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第16号につきましては、報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第17号　公共的団体等の統合について、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局

それでは、資料の10ページ、報告第17号　公共的団体等の統合についてご説明いたします。

公共的団体等の取扱いにつきましては、協定項目17の中で、共通の目的を持ち、２村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めるものとされております。

本年５月27日に開催いたしました第７回合併協議会におきまして、公共的団体等の統合の見通しについて、合併協議会事務局の方でまとめていただけないかとのご要望をいただいたところでございますが、その状況を取りまとめたものが資料の11ページ及び12ページにございます公共的団体等の統合の方向性一覧でございます。

現在公共的団体は、都幾川村に34団体、玉川村に29団体ございますが、今後の方向性として統合が23、存続が10、廃止が４となっております。

まず、統合の方向性を示している23グループのうち、社会福祉協議会のように合併時に統合を考えている団体が５、区長会、消防団のように平成18年度中を目途としている団体が17、商工会は平成19年度中を目途としているようでございます。平成18年度中を目途としている団体の多くは、総会に諮って決定するということでございますので、そのほとんどが総会が開催されます４月又は５月に統合ということになろうかと存じます。また、商工会につきましては、定款変更が必要なことや財産処分等の問題もございまして、どうしても時間がかかってしまうようでございます。

次に、存続の方向性を示している10グループは、都幾川村の簡易水道組合や玉川村の愛育班など、いずれか一方の村にしかない団体でございます。

最後に、廃止の方向性を示している４グループは、所期の目的を達成した団体や団体としての活動実績がほとんどない団体でございます。

報告第17号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま報告第17号につきまして説明がありました。

17号につきましてご質問ございましたお受けします。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

報告第17号につきましては、報告のとおりご承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第17号につきましては、報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第18号　合併協定項目に係る調整状況について（その２）について、事務局から説明をお願いします。

〇事務局長

それでは、報告第18号　合併協定項目に係る調整状況（その２）についてご説明いたします。

前回の第８回合併協議会におきまして、調整方針を合併時あるいは合併翌年度当初に再編する、あるいは統合するとした合併協定項目のうち、調整が済んだものについて報告させていただいたところでございますが、前回報告できなかった残りの項目、すべてについて調整が済みましたので、ここに最終報告させていただくものでございます。

それでは、資料の15ページ、協定項目12特別職の身分の取扱いについてご説明いたします。16ページをごらんいただきたいと存じます。

なお、２村の現況欄は、今現在の状況を記載したものでございます。必ずしも協定項目をご協議いただいた際の記載にはなっておりませんので、ご留意いただきたいと存じます。

そこで、特別職の報酬の額につきましては、次の四つの基本方針を踏まえ調整したところでございます。一つ目が新町の特別職の報酬の額は、職務の内容や困難の度合い、こういったものを考慮し調整することとする。二つ目が新町の特別職の報酬の額は、滑川町、嵐山町及び小川町の３町との均衡を考慮し調整することとする。三つ目が新町の特別職の報酬の額は、２村のいずれか高い額の範囲内とする。四つ目が各種審議会委員等の報酬は、日額報酬として統一単価を設定し、これによりがたい特段の事情がある場合には、別途単価を設定することとするというものでございます。

これらの基本方針を踏まえまして調整した結果が、16ページ以降の調整結果でございます。

まず、常勤の特別職についてでございますが、報酬については都幾川村の報酬の額に合わせ、期末手当、退職手当については、現行のとおりとする予定でございます。ちなみに本年４月１日現在の滑川町、嵐山町及び小川町の３町の町長の報酬の額についてでございますが、埼玉県町村会の資料によりますと、滑川町が71万円、嵐山町が58万1,000円、小川町が71万5,000円でございます。嵐山町は20%の特例減額を実施しております関係で58万1,000円となっておりますが、特例減額前の額、つまり条例で定める額は72万6,000円でございます。

また、人口規模が十二、三万前後の町でも、町長の報酬の額は70万円台のところが多いようでございます。なお、町長、助役、教育長等の特別職の報酬の額につきましては、新町において設置される特別職報酬等審議会に諮問し、答申をいただくことになろうかと存じます。

次に、各種委員会委員の任命に関することにつきましては、資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員などの年額報酬の委員につきましては、都幾川村の報酬の額に合わせ、また公平委員会委員などの日額報酬の委員につきましては、統一単価の5,600円とする予定でございます。ちなみに滑川町、嵐山町及び小川町の日額報酬の額についてでございますが、滑川町が7,200円、嵐山町が5,500円、小川町が5,800円という傾向にあるようでございます。

次に、各種委員の報酬、費用弁償につきましては、資料の19ページ以降をごらんいただきたいと存じます。１番の社会教育委員など年額報酬の委員につきましては、職務内容を精査した上で近隣自治体の報酬の額を参考に調整したところでございます。また、14番の区長のように、職務の内容から合併しても当然には定数を減らせない特別職の方もいらっしゃるわけでございますが、この場合には新町での区長に対する報酬支払い総額が今現在の都幾川村の区長への報酬支払い総額、それから玉川村の区長への報酬支払い総額、この合算額の範囲内におさまるように、つまり区長に対する報酬の額が総額で増えないように、また各区長ごとの報酬支払額が合併前と合併後で大きく変動しないように単価設定させていただいたところでございます。また、３番の文化財保護委員など日額報酬の委員につきましては、統一単価の5,600円とする予定でございます。

なお、費用弁償につきましては、ここには記載がございませんが、都幾川村、玉川村ともに2,200円だったものを、費用弁償は実費の弁償であることにかんがみ、宿泊を伴わない会議、旅行の日当は、一律1,000円に見直しさせていただいたところでございます。

次に、資料の25ページ、協定項目16使用料、手数料等の取扱いについてご説明いたします。26ページをごらんいただきたいと存じます。

使用料、手数料等の取扱いにつきましては、協定項目16の中で、使用料については原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。占用料については、原則として合併時に再編する。手数料については、２村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に

統合することとされております。
　まず、使用料についてでございますが、資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。体育関係施設の屋外施設、夜間照明使用料が都幾川村では村内の方は30分当たり750円、村外の方は30分当たり1,500円だったわけでございますが、平成18年４月１日から玉川村に合わせまして、１時間500円とする予定でございます。
　また、都幾川村で実施している年間会員登録制度、これは年間会員登録使用料を支払えば、村で管理する体育施設の基本使用料が無料になると、こういう制度でございまして、年間会員とファミリー特別会員がございますが、この制度も平成18年４月１日から、町で管理する体育施設を対象に導入する予定でございます。
　なお、これまで年間登録会員からは屋外施設夜間照明使用料を徴収しておりませんでしたが、平成18年度からは対象施設の拡大に伴いまして、年間登録会員からも屋外施設夜間照明使用料を徴収する予定でございます。
　また、雀川砂防ダム公園の使用料につきましては、類似施設としてホタルの里公園がございますので、合併時にホタルの里公園の使用料に合わせる予定でございます。そのほかは基本的には現行のとおりでございます。
　次に、占用料につきましては、資料の28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じますが、すべて現行の額となっております。
　最後に、手数料についてでございますが、資料の30ページ以降をごらんいただきたいと存じます。30ページの上から２番目の情報公開に係る写しの作成に要する費用及び９番目の住宅用家屋証明につきましては、受益者負担の原則を基本に手数料の額を見直したところでございます。
　また、上から７番目の固定資産税に関する証明手数料、31ページ、上から12番目の住民基本台帳の閲覧につきましても、同様な観点から１件を増すごとの加算額について見直したところでございます。そのほかは基本的には現行のとおりでございます。
　次に、資料の33ページ、協定項目22―９住民窓口業務の取扱いについてご説明いたします。34ページをごらんいただきたいと存じます。
　まず、１番の各種証明書発行についてでございますが、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本などは、第二庁舎に配置される窓口センターでも発行いたします。また、住民票の写し等につきましては、これまでどおり都幾川郵便局でも取り扱う予定でございます。
　次に、２番の窓口延長につきましては、報告第16号で説明させていただいたとおり、平成18年２月から９月までの毎週土曜日に試行という形で実施させていただく予定でございます。
　次に、資料の37ページ、協定項目22―10国民健康保険事業の取扱いについてご説明いたします。38ページをごらんいただきたいと存じます。
　まず、１番の国民健康保険税につきましては、医療給付費分の税率は現行のとおりでございますが、

介護納付費分の税率が若干引き上げられる予定でございます。また、減免措置につきましては、玉川村に合わせ、当該年度において所得が皆無になったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずる者も対象とすることといたしました。

次に、４番の国民健康保険運営協議会につきましては、これまでの年報酬から日額報酬へ変更させていただく予定でございます。また、費用弁償につきましても、他の非常勤特別職同様一律1,000円に統一させていただく予定でございます。そのほかはごらんのとおりでございます。

次に、資料の41ページ、協定項目22―16保育事業の取扱いについてご説明いたします。43ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、３番の特別保育補助事業についてでございますが、単独補助としての特別委託料については、児童１人につき月額１万円とし、都幾川村で実施していた障害児保育促進事業については、３町３村の状況を見ても、都幾川村以外で実施している町村はなく、また都幾川村においても対象児童はおりませんので、廃止する予定でございます。

次に、44ページ、５番の公立保育所管理運営事業についてでございますが、平保育園及び玉川保育園の開所時間については、地理的な条件等が異なりますことから、無理に統一はせず、現行のとおりとする予定でございます。

また、45ページの一番下、給食内容については、玉川村に合わせ完全給食にしたいと考えております。そのほかはごらんのとおりでございます。

次に、資料の47ページ、協定項目22―27生涯学習事業の取扱いについてご説明いたします。48ページをごらんいただきたいと存じます。

14番の社会体育施設管理運営につきましては、合併時も現行のとおり運営いたしますが、27ページの使用料の取扱いのところで説明したとおり、平成18年４月１日から町で管理する社会体育施設を対象に、年間会員登録制度を適用いたします。なお、都幾川村の上サ・スケート場は、体育協会管理施設であり、また玉川村の第２運動場及び田黒運動場は、地元地区管理施設でございますので、年間会員登録制度の対象外の施設ということになります。

次に、49ページ、15番の公民館設置運営についてでございますが、新町では都幾川公民館、玉川公民館の２館体制とする予定でございます。なお、都幾川村の分館、西公民館でございますが、こちらはその実態がないことから廃止、また玉川村の分館、こちらはその利用実態にかんがみ地域の集会所として位置づけ、これまでどおり地域で運営していただく予定でございます。

次に、16番の公民館運営審議会についてでございますが、各種審議会等の調整に当たっては、所期の目的を達した審議会等はないか、ほかの審議会等で代替可能な審議会はないか等の観点から見直しを行ったところでございます。その結果、公民館運営審議会が行う各種公民館事業の計画実施についての調査、審議は、社会教育委員にお願いすることとし、公民館運営審議会は設置しないことといたしました。

次に、50ページ、18番の図書館設置運営についてでございますが、報告第15号、６ページのところで説明したとおり、玉川村立図書館をときがわ町立図書館とし、都幾川村立図書館は、都幾川公民館の図書室にする予定でございます。ときがわ町立図書館の金曜日の利用時館が変更になること以外は、基本的には現行のとおりでございます。そのほかはごらんのとおりでございます。

報告第18号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま報告第18号につきまして説明がありましたけれども、報告第18号につきましてご質問ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

〇委員

私は、前回当協議会の正副会長さんに、ただいまの状況が２人の立候補声明ということにより大変憂慮している１人でありますが、話合いの余地はないのですかという質問をいたしました。その回答は、まだないわけですけれども、16ページの常勤の特別職について、ここのところで質問させていただきます。

地域審議会は置かないということで決定をしたところでございます。しかし、前段に申し上げましたとおりの状況の中で、常勤の参与、合併当初４年間に限り置くということは、この協議会で設置することはできないのでしょうか。それが質問です。

理由は、仮にお二人選挙になったとしても、そういうどちらかが参与、全く今まで両村ともに大きく、また立派にリードしてきたお二人ですから、片や当選、片や野に下ると、そういうことでない参与というものを設けられないか。仮にお二人がそういう戦うということになっても、選挙戦が非常に穏やかなというか、住民がきちんと政策を持って判断できるような状況下になるのではないか、こんなふうな理由が一つあります。

また二つ目は、最近、上福岡市と大井町ですか、やはり両市町で合併をしたようですけれども、非常に庁舎内で二つの職員の不一致というのが非常に目立つのだということを聞いております。参与制度によってこのようなこともなくなるのではないか。以上、二つの理由がありますけれども、設置できるかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

〇会長

では、事務局の方から。

○事務局長

まず、参与についてでございますが、参与を置く必要があるかどうかは、新町の町長が政策的な判断をすべき事項かと考えております。参与につきましては、第３回合併協議会の中で決定していただいた地域自治組織の取扱いの中で出てきたものでございますが、その際説明させていただいたとおり、都幾川村と玉川村の合併を考えたとき、面積も広いわけでもなく、また人口もさほど差があるわけでもない２村の合併であり、一体感の醸成の観点から逆行する地域自治組織の制度をわざわざ活用する必要はないのではないか。合併特例区を設置するとした場合、特別職の区長を必ず置かなければならないわけでございますが、２村の合併では必ずしも置く必要はない。必要があれば新町の町長が非常勤の特別職として参与を置けば十分である。つまり、参与を置く必要があるかどうかの判断は、新町にゆだねたものでございます。

前回の説明の中では、非常勤特別職の参与ということだったわけでございますが、常勤の参与を設けることができるのかどうかという点につきましては、結論としては法的には可能でございます。

地方公務員法の中では、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員等々置くことができるということでございますので、その期間が例えば仮に４年という臨時のものであれば、地方公務員法上設置は可能だということになります。

ただ、委員ご指摘の内容についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、参与を置く必要があるかどうかは、新町の町長が政策的な判断をすべき事項であるというふうに考えております。また仮に参与を置くこととした場合においても、だれを参与するかまさに新町の町長の人事権にかかわることでございます。合併協議会の決定事項ではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員

了解しました。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

教育委員会のことなのですけれども、合併すると教育総務課で都幾川の庁舎に教育委員会が移ると思われますけれども、玉川の現行の教育委員会の、中央公民館の中にあるのですけれども、その施設はそのまま現行どおり使われるということになるのでしょうか。

〇会長
　局長。

〇事務局長
　玉川村の中央公民館につきましては、新町におきましても玉川公民館として活用する予定でございます。したがいまして、教育委員会の事務局が今まではたまたま玉川村の中央公民館に入っておったわけでございますが、それが第二庁舎に移動するというだけでございます。
　玉川村の現在の中央公民館は、新町におきましても玉川公民館として利用できますので、ご理解いただきたいと存じます。

〇委員
　事務的なことなのですけれども、各種社会施設の利用に関して、教育委員会が指導しているというか、握っていると思うのですけれども、夜間のときの使用のときの場合とか、いろんな使用料なんかの申請の場合とか、両村で同じように同じ場所というか、今の現行の場所で使えるようにしていただきたいのですけれども、その現行どおりということでここにはうたっていますけれども、その場所を夜間でも宿直が入ってやってくれるかどうかということをちょっと聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

〇会長
　局長。

〇事務局長
　公民館の管理運営に関することかと思いますが、こちらの詳細につきましては、現在教育委員会の方で詰めていただいているところでございます。
　ただ、公民館の管理のために正規の職員を夜遅くまで勤務させるのはいかがなものなのかというような観点から、臨時職員による対応等可能ではないか、またはそれ以外の例えば高齢者事業団等への委託はできはしないか等、こういった観点も含めまして検討していただいているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

〇委員
　では、とりあえずは両所というか、現行の玉川、都幾川の場所をそのまま使うという形でよろしいでしょうか。

〇事務局長

公民館の使用につきましては、従前どおり使用することができますので、ただその申込み場所等につきましては、現在詳細を詰めておりますので、それにつきましては変更になる場合もございますので、ご理解いただきたいと存じます。

〇会長

よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

〇委員

８ページにときがわ町の窓口延長ということで、これから実施されるわけですけれども、その中で住民票の写しとか印鑑証明、戸籍謄本、それからいろいろなもろもろの手続に関して、今それぞれの役割で手続をしますが、私もいろいろ勉強をして、鴻巣の市長さんに伺いまして、住民票とそれから印鑑登録証明書と戸籍謄本とか、そういうもろもろの申請手続が１枚の用紙に、これが一番いいのではないかということで、ちょっとそのいろいろなその会合の中で、今すり合わせをしているということだったものですから、その中で申請書を一本化して、それで利便性を向上に役立てていただければと思います。

今まで個別の書類であった住民票の写しとそれから印鑑登録証明書、戸籍等交付、それから諸証明書の各申請用紙を一本化にしてはいかがなものかということでございますが、従来複数の証明書を同時に申請する場合、個別の専用申請書に住所、氏名などを書き込まなければなりません。何度も同じことを書く手間を省き、時間と申請用紙のむだにもなり、住民にとっても村にとっては損失でございます。一本化された申請用紙では、住所、氏名などを一度記入すれば、あとは選択式のチェック印などの簡単な手続で済むとのことで、手数料は以前と同じでございます。村民へのサービスとして事務能率の効率化、経費削減にもなります。

２月１日の合併に向けての事務のすり合わせで、申請書、証明書用紙は注文していないとのお話を承りました。合併効果の事業としてこの一つの１枚の用紙にしていただけたらと思います。

二つ目ですが、新聞で目を通していきますと、その用紙に、例えば都幾川村村長殿とか、玉川村村長様とかそういうつけている用紙が全部この四枚の用紙になっております。兵庫県芦屋市は、市民が市当局に提出する住民票等の写し交付申請書などのあて先が芦屋市長殿とか、又は芦屋市長様になっている書式を改める庁内通知を９月に行ったそうです。市総務課によりますと、10月から様などの表記をあてに変更、私も両村の住民票交付申請書をきのう見せていただきまして、やっぱり住民票は様になっておりまして、戸籍等申請書も様、印鑑登録証明書交付申請書は殿、それから諸証明交付申請

書は様になっておりました。この二つを考えまして、せっかく合併なさるわけですから、鴻巣市は合併時にあて先鴻巣市長という名前が入っておりました。こういう二つの件を今後合併時にいろいろな打合せをするときに、考慮していただけたらと思いますが、いかがなものでしょうか。

〇会長

局長の方から答えますか。

〇事務局長

それでは、委員さんから２点、申請書の一本化、それから各申請書のあて先についてのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、１点目の住民票、印鑑登録証明、戸籍等の交付申請書の一本化についてでございますが、委員ご指摘のとおり、例えば年金受給のために戸籍謄本と住民票の写しが必要な場合、現行ですと２枚の申請書に住所、氏名、生年月日等を書く必要があるわけでございますが、これが１枚で済むと。また、１種類の申請書でございますので、印刷の経費等も節減できる、こういったようなメリットもございます。

ただ一方、デメリットもございまして、例えば情報量がふえるために活字が小さくなり、また兼用の様式になりますので、書き方がわかりにくくなってしまう、この点は住民にとってのデメリットなのかなというふうに思います。

現実に申請を一本化しております鴻巣市、あるいはこの近辺ですと坂戸市で実施しておるようでございますけれども、やはり書き方がわかりにくくなってしまったということで、坂戸市、鴻巣市等ではフロアマネジャーということで、職員を配置しているようでございます。こういった点も行政にとってのデメリットではないのか。また、書類の管理が煩雑になる、こういったような点が行政にとってのデメリットとして挙げられます。

例えば戸籍の関係ですと、法務局の実地の調査等がございますし、また住民票の関係ですと、県等からの各種照会等がございまして、その結果を回答しないといけない。別々の用紙であれば集計も簡単にできますけれども、１種類の申請書で集計を容易にするためには、申請書を項目ごとにコピーをして管理しなければならない、このようなデメリットも出てくるわけでございます。

事務事業の調整に当たりましては、両村の担当課におきましても、このような問題意識は持っていたわけでございますけれども、デメリットも多いということから、合併時はこれまでどおり個別の申請書で対応したいと、このように考えているところでございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、申請者の負担の軽減、こういった観点も必要だということで、両村の担当課では、記載内容の簡略化を図りたいと、このような方向で調整を進めておるようでございます。

ただ、この場合にあっても、本人に成り済まして不正に住民票等を取得すると、こういったような

ことが行われかねませんので、そういった不正取得防止の観点から、簡略化にもおのずと限界があるのかなと、このように考えておるところでございますので、ご了解賜りたいと思います。

それから、２点目の各種申請書のあて先の関係でございますけれども、こちらにつきましてはただ単に様、殿を廃して何々あてというような形式的な対応だけではなく、まず職員の意識改革が必要なのではないか、このように考えているところでございます。

また、各種申請書につきましても、住民票関係だけではございませんでして、各種補助金の交付申請等さまざまな申請書類があるわけでございます。物によってはその様式が法定されておるようなものもございますので、そういったものも含めまして、そのあて先について変更することはできはしないか、こんな点につきまして再度事務事業の調整に当たって、担当課の方へ投げていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

〇会長

よろしいですか。

〇委員

はい、よろしくお願いいたします。

〇会長

ほかに何かご質問等ございますか。

はい、どうぞ。

〇委員

28ページと29ページの占用料についてなのですが、私勉強不足ですみません。これって都幾川に完全になくて玉川にあるのと、逆の部分とが余りにもはっきり分かれているようですが、これって私勉強不足で本当にまことに申しわけないのですが、普通電柱とかというのは、いわゆる東京電力からもらうというか、そういうものとは違うやり方なのでしょうか。

それから、そうなると、これになると、都幾川村分として大いにふえる部分があったり、玉川分としてふえる部分があったりとかというものは出てくるのでしょうか。

〇会長

では、局長の方から。

○事務局長
まず、占用料の関係でございますが、例えば道路の占用料、都幾川村では合併時に新たに道路の占用料を徴収することとなるわけでございますけれども、こちらの占用料につきましては、委員ご指摘のとおり、東京電力の電柱であるとか、あるいはＮＴＴの電柱等々の占用料でございます。
こういったものが都幾川村では新たに課されるということになりますので、関係者との調整が必要なわけでございますが、こちらにつきましては既に東京電力、ＮＴＴと既に調整済みということでございます。
また、その増収の見込額についてでございますが、平成18年度の見込額といたしましては、30万円程度の増収を見込んでおります。
以上でございます。

○会長
よろしいですか。
ほかにございますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

○会長
それでは、お諮りいたします。
報告第18号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長
ありがとうございます。
報告第18号につきましては、報告のとおり承認されました。
ここでちょうど１時間ちょっとたちましたので、暫時休憩を挟みたいと思います。
（休憩　午後　３時０５分）
（再開　午後　３時１５分）

○会長
それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。
それでは、報告第19号　都幾川村・玉川村合併協議会の廃止について提案いたします。事務局より報告をお願いいたします。

〇事務局長

それでは、資料の52ページ、報告第19号　都幾川村・玉川村合併協議会の廃止についてご説明いたします。

本合併協議会は、昨年の11月１日に設置し、今回を含め都合９回の合併協議を重ねていただいたところでございますが、この間新町建設計画の作成、合併協定項目の協議、調整状況についての報告、その他の事務がすべて終了し、その役割が終了いたしますことから、両村議会の議決を経て、平成18年１月31日をもって廃止する予定でございます。

ご案内のとおり、本合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に位置付けられた協議会でございまして、設置に当たりまして、両村の議会の議決、告示、県知事への届出が必要でございましたが、廃止に当たりましても地方自治法第252条の６の規定によりまして、同様の手続が必要でございます。

協議会廃止の場合の決算につきましては、53ページの一番下のところにございますとおり、協議会規約第16条の規定によりまして、廃止の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算することとされております。

また、合併協議会の事務は、ときがわ町が承継することとなりますので、本合併協議会の決算書は、町長職務執行者から協議会委員であった皆様に郵送という形で報告させていただくことになろうかと存じます。このように事務手続上、合併協議会の決算につきましては、事後報告という形になってしまいますので、この後報告第20号で平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについてということで、決算見込額につきまして報告させていただく予定でございます。

報告第19号につきましては、以上でございます。

〇会長

ただいま事務局から報告第19号につきまして説明がございました。

ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

はい、どうぞ。

〇委員

協議会の我々の身分なのですけれども、１月31日までが我々の身分が拘束されるというか、そういう考え方でいいのですか。

〇会長

事務局。

〇事務局長

委員の任期につきましては、協議会廃止までということでございますので、平成18年１月31日までということでございますが、協議会の会議につきましては今回が最後の予定でございます。

ただ、緊急の事態によりまして、第10回合併協議会を開催する必要が出た場合には、１月31日までの間であれば、会議を開く。その際には委員の皆様にはご出席いただきたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

〇会長

よろしいですか。

ほかにご質問等ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇会長

それでは、お諮りいたします。

報告第19号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長

ありがとうございます。

報告第19号につきましては、報告のとおりといたします。

それでは、続きまして、報告第20号　平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについて、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局

それでは、報告第20号につきましてご説明いたします。

55ページをごらんください。歳入歳出のそれぞれの決算見込額は、収入見込額が1,064万2,818円、支出見込額が670万416円でございまして、おおよそ390万円ほどの余剰金が発生する見込みでございます。

まず、歳入の詳細でございますが、56ページをごらんください。１款負担金、２款繰越金につきましては、予算額どおり収入済みでございます。また、３款諸収入につきましては、預金利子でございます。60円を見込んでございます。

次に、57ページ、歳出の詳細でございますが、１款１項の会議費につきましては、予算は協議会５回分を計上いたしましたが、実際は本日を含めまして３回で終了の予定でございますので、本日を含

む協議会３回分の見込みでございます。
　１款２項事務費につきましては、主に協議会事務局の経費でございますが、最小限の経費で執行した結果、12節の通信運搬費におきまして、同じ目からの流用はございますが、事務費全体では予算額に対しまして約半分の支出で終わる見込みでございます。
　次に、58ページをごらんください。２款の事業費でございますが、11節の需用費におきまして、予備費を充用いたしまして、町旗の作成、合併をＰＲする車両用のマグネット看板の作成及び庁舎に掲げます懸垂幕の作成を実施いたしますが、それ以外の経費につきましては、おおむね予算額どおりの執行となる予定でございます。
　なお、事業費の中心であります13節の委託料につきましては、例規整備支援委託のほかごらんのような支出見込みでございます。
　次の59ページでございますが、実質収支の見込額、つまり歳入歳出差引残金につきましては、ときがわ町において収入されることとなります。
　最後に、協議会の決算についてでございますが、平成18年１月31日に決算いたしまして、決算監査をいただいた後、委員の皆様には決算書として郵送いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
　以上で報告第20号の説明を終わります。

〇会長
　それでは、ただいま事務局より説明がありました決算見込みについての報告第20号につきまして、質問がございましたらお願いいたします。
　よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

〇会長
　それでは、お諮りいたします。
　報告第20号につきましては、報告のとおりご承認いただくことにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長
　ありがとうございます。
　報告第20号につきましては、報告のとおり承認されました。

ここで次第にはございませんけれども、報告事項を１件追加したいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

〇会長

それでは、ただいまから報告第21号につきまして配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

〇会長

配付は終わりましたか。よろしいですか。

それでは、ただいま配付いたしました報告第21号　ときがわ町長職務執行者について、事務局より説明を申し上げます。

〇事務局長

それでは、ただいま追加でお配りした資料、報告第21号　ときがわ町長職務執行者についてご説明いたします。

平成18年２月１日にときがわ町が誕生いたしますので、都幾川村長及び玉川村長は、合併の日の前日、１月31日をもって失職することとなり、２月１日から町長が選出されるまで、ときがわ町では町長が不在ということになります。そこで、この間のときがわ町の行政運営に支障を来すことがないよう、地方自治法施行令第１条の２の規定に基づきまして、ときがわ町長が選出されるまでの間の町長の職務執行者を都幾川村長又は玉川村長の中から協議により定めていただく必要がございます。

職務執行者の協議につきましては、なかなか調整がつかず、合併直前まで決まらないという例もあるようでございますが、別添の協議書写しのとおり、本日ときがわ町長職務執行者は、大澤都幾川村長とすることで協議が整いましたので、報告させていただくものでございます。

なお、町長職務執行者は、町長の職務権限の執行とともに、条例や規則の施行、暫定予算の調製や執行等が可能となるわけでございますが、その職はあくまでも暫定にすぎませんので、執行に当たっては必要最小限度の職務のみと考えるべきと解されております。

また、町長職務執行者は、職員の任命を行うことができると考えられておりますが、助役及び収入役の選任につきましては、町長としての身分や資格を要件として付与された職務権限と考えられますことから、町長職務執行者が行うものではなく、ときがわ町長が選出され、議会が正式に発足した段階で、当該町長が議会の同意を得て選任することが適当であると解されております。

報告第21号につきましては、以上でございます。

〇会長
　ただいま報告第21号につきまして説明がありましたけれども、ご質問等ございましたらお願いいたします。
　はい、どうぞ。

〇委員
　そうしますと、助役さんは置けないということになるのですか。そうすると大変だなというふうに思うのですけれども……。

〇会長
　局長。

〇事務局長
　助役の選任につきましては、新町の町長が議会の同意を得て選任するということになりますので、どんなに早くとも３月での選任ということになろうかと思います。
　したがいまして、その間は助役は不在ということになりますが、新町におきましては助役不在により職務が混乱しないように、助役の職務を行っていただくような職、理事を設置できはしないかということで検討しているところでございます。

〇会長
　よろしいですか。
　ほかにございますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

〇会長
　それでは、お諮りいたします。
　報告第21号につきましては、報告のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

〇会長
　ありがとうございました。
　それでは、報告第21号につきましても、承認いただきました。
　以上をもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げまして、

議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○司会
　ありがとうございました。
　次に、次第のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
　はい、どうぞ。

○委員
　玉川村の議会においては、例年１月に新年度予算について執行部から説明をいただいていたのですが、骨子といいましょうか、本年度はこういう形になりますので、執行部からは多分ないと思っていたのですが、こちらの合併協議会の方で説明をしてくれるというふうなお話を伺ったのですが、玉川村では常任委員会ごとにしたのと、全員の議員を対象にしたのと２度ほど説明を伺っているのですが、その点につきまして合併協議会ではどのような形で説明をしていただけるのか。今までの玉川のように常任委員会ごとにしてくれるのか、一括なのか、あるいは都幾川の今の議員さんと一緒に説明してくださるのか、その辺をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○事務局長
　平成18年度、新町の予算の概要についての説明についてでございますが、これまで玉川村で実施しておったような詳細な説明につきましては、新町の議員さんが選出されてから、全員協議会という形になろうかとは存じますが、その際に詳細な説明をさせていただくということになろうかと存じます。
　合併協議会で説明を予定しております内容といたしましては、１月の下旬に説明会を開催したいと考えておるところでございますけれども、その際に条例等の専決処分、２月１日に町長職務執行者が専決処分をいたしますので、その内容について説明をさせていただきたいと考えております。また、同様に暫定予算、２月、３月の２か月分につきまして暫定予算を調製いたしますので、その概要について説明をさせていただきたいと考えております。
　また、18年度の当初予算につきましては、その概要、概要といたしましても予算規模がどのくらいになるのか、また予算編成の考え方、そういったような理念的なものが中心になってこようかと思いますが、説明をさせていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、従前玉川村で行われておりましたような詳細な説明につきましては、新町発足の段階で、新町長のもとで対応を考えるということになろうかと存じますので、ご了解賜りたいと存じます。
　以上です。

〇委員

どのような形でというのは、内容はわかりましたけれども、委員会ごとというか、そうすると一括ということでよろしいでしょうか。

〇事務局長

説明会としては１回で全員を対象に考えております。したがいまして、合併協議会主催ということで、両村の議員さんにご案内を申し上げまして、希望のある議員さんにつきましては、ご出席いただきたい、このようなスタンスで臨みたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

〇委員

はい、わかりました。

〇司会

そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

〇委員

その他なので、ちょっと報告といいますか、したいと思います。実は商工会の件なのですけれども、この今回の資料にも商工会云々ということでありましたけれども、実は昨日第５回目の促進協議会がありました。そして、その促進協議会の終了後に、合併協議会という形での第１回の会議が開催されました。そして、きのう両村のおのおのの商工会の役員さんが集まりまして、その合併の調印式がきのう行われました。そして、承知のとおり、名称とか時期だとか方式だとかいろいろ難しい問題あったわけですが、それらをきのう協議を終わりまして、時期にしては、この資料にありますように19年の４月１日以前に合併しようということで、これも決まりました。ですから、もう１年ちょっとあるわけですが、その間に月に１回程度の合併協議会を開催して、細かい細部的なものを詰めて、19年の４月１日以前に合併していこうということで決まりましたので、ご報告させていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

〇司会

ありがとうございました。

そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会

それでは、閉会でございますが、本日の会議が当合併協議会の最後の協議会となりますことから、正副会長から委員の皆様へお礼のあいさつを申し上げまして、閉会とさせていただきます。

初めに、関口会長、お願いいたします。

〇会長

今日は大変ご苦労さまでした。都幾川村・玉川村合併協議会の第９回というこの会議が無事に終わりました。会長としてほっとしているところでございます。

顧みますと、昨年の11月にこの合併協議会が発足されました。その前に昨年の８月、まだ３町３村が非常に合併が難しい状況にありました。そのときに都幾川の大澤村長さんから、都幾川と玉川の合併を、この難しい時期ですけれども、進めたらどうかという話がありまして、２人で協議した中で、いろいろ、それではできれば平成17年度中の合併を目指してできればいいのではないかと、合併をやるからには、そのくらいの合併をしないといけないのではないかということで、９月には準備委員会を開きました。執行部と議員さん３名出ていただきまして、準備会を開きまして、11月１日に合併協を立ち上げさせていただきました。

特に委員の皆さんには、難しい問題、まずどこの協議会でも一番破綻の原因となっております、新町の名前の問題、それと本庁舎をどこに置くか、という問題、それから議員さんの定数をどの程度にするのか、それから在任特例は使うのか使わないのか、この四つがどの合併協議会でも難しい問題だということで言われておりまして、破綻の原因の一つになっておりました。

そんな中で大澤村長さんを初め、委員の皆さん、また事務局に本当にお骨折りいただきました。また、この委員会とは別に、都幾川の議会また玉川の議会でも、議員の定数在任特例等の問題、名前の問題、庁舎の問題もいろいろと話し合っていただきました。皆さんのご理解の中で、11月に始まり、３月には県の方に合併の申請が出せるという、５か月という早いスピードの中で皆さんに協議をしていただいて、本当に和やかな中で合併ができることに、会長として心から皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

９回の合併協議会が開かれました。私、会長とすると、どの問題も全会一致でぜひ採択をしていただきたいということで進めてまいりました。本当に再度皆さんに御礼を申し上げますけれども、全議案が全会一致で決定をいただきました。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまでこうして来年の２月には合併をするということで決まりました。ぜひ都幾川村と玉川村が一体になって、新しいときがわ町がすばらしい町になるように、それぞれ住民一人一人が、また各役職を持っている方も一体となって、この地域のためにご尽力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様のますますのご健勝と新町のご発展を心からご祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本当に１年間、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

〇司会

ありがとうございました。

続きまして、大澤副会長、お願いいたします。

〇副会長

それでは、大変今会長からも話がございましたけれども、昨年の11月から１年有余にわたりまして、本当にお世話になりまして、おかげさまでこういう形で前向きな新しい町のために、本当に進めるということで、大変うれしく思っております。

１年前と違いまして、今まさに周りの自治体の環境も変わりまして、住民からすればいい決断をしたと私は後になって感じてくれるのではないかなと、こんなふうに思います。それもひとえに関口会長さん、同じ年でもありますし、近い村でもありますし、そういう意味では私はそういういろんな環境の中で今回の新町もできたのかなと、こんなふうに思います。

今まさにここから情景初めてではありませんけれども、改めて見させていただいて、この地形を見ても、これから一緒になって、必ずやいい町ができていくのではないかな、こんなふうに思います。首都圏から近くて比較的財政も何とかなるだろうというふうに思っていますけれども、だからこそこの時期に新しい形でいい町を私はつくっていくべきではないかなと、こんなふうに思っております。

本当に長い間いろんな協定項目についていろんな意見をいただきましたけれども、すべて執行部のあるいは合併事務局の案を本当にお受けいただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。

終わりに当たりまして、澁澤局長さんを初め合併協の職員の皆さん、そして幹事会を中心とした職員の皆さんの本当に長い間の協定項目についての協議について、重ねて感謝を申し上げまして、終わりにしたいと思いますが、改めて皆様方の、今会長も言いましたけれども、新しい町に対するいろんな思いをこれからもぜひお寄せいただいて、ご指導賜りますようにお願いしたいと思います。

最後に、先ほど報告いたしましたけれども、新しい町の職務執行者ということで、本当に微力ですけれども、皆様方の思いを本当に、何日になるかわかりませんが、ぜひ頑張って執行してまいりたいと思います。重ねて御礼を申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〇司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第９回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。
ご協力まことにありがとうございました。